玉川村スポーツ・文化・教育分野における各種大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第１条　村は、スポーツ・文化・教育の振興を図るため、村民(本村に1年以上住所を有するものに限る。)及び団体(村内に登録所在地を置く団体に限る。)が各分野において顕著な成績を有し、これによって東北大会以上の大会(県大会よりも上位の大会とし、以下「東北大会等」という。)に出場する個人及び県大会以上の大会(以下「県大会等」という。)に出場する団体に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で激励金を交付するものとする。

(交付の対象及び交付額等)

第２条　激励金の交付対象者は、次に掲げるものとする。ただし、中学生が中学校体育連盟の主催する大会に参加するときは、交付の対象としない。

(1)　本村に住所を有する個人で、選手として大会出場登録名簿に登録されている者、又は村内に登録所在地を置く団体であって、県大会以上の大会に出場する団体

(2)　全号に掲げるもののほか、村長が特に認めた者

２　激励金の交付対象及び交付額等は、別表に掲げる大会の区分に応じ、各種大会に出場する場合に同表に定める金額を交付する。ただし、地区大会及び予選会がなく直接東北大会等及び県大会等に出場する場合を除く。

３　前項ただし書きにかかわらず、国民体育大会ほか福島県代表として推薦及び選抜され東北大会等に出場する場合は交付対象とする。

４　文化・教育の分野については、特別な場合を除き幼児、小・中学生、高校生(以下「高校生以下の者」という。)を対象とする。

(激励金の申請)

第３条　激励金の交付を受けようとする個人及び団体は、激励金交付申請書(第１号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1)　大会開催要項又はこれに準ずる書類

(2)　出場する大会の予選結果等が分かる書類

(3)　銀行振込に必要な書類

(4)　その他村長が必要と認める書類

２　高校生以下の者が激励金、補助金の交付を受けようとする場合は、在籍する学校長、各種団体代表者等の承諾を受けたのち、保護者又は各種団体代表者等が申請書に大会要項等を添付して、村長に提出しなければならない。

３　申請書の提出期限は、東北大会等の当日から数えて14日前までとする。なお、東北大会等の日程が地区大会及び予選会の当日から14日以内の場合は、東北大会等の前日までとする。ただし、村長が認める場合にはこの限りでない。

４　やむを得ず、事後申請を行う場合は、大会終了後3開庁日以内に申請があったものを交付対象とする。

５　申請書は玉川村教育委員会が受付する。

(激励金の交付及び適用条件)

第４条　村長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。適用条件は、次のとおりとする。

(1)　交付は、別表の大会区分につき当該年度内1度限りとする。ただし、同大会の上位大会へ進出する場合及び他競技での出場の場合を除く。

(2)　高校生以下の者は、保護者、学校、各種団体等を通じて交付するものとする。

２　次に該当する場合は、適用しないものとする。

(1)　他団体等より、対象経費相当分の交付がある場合。

(2)　文化関係の分野において、家元組織団体等で出場する場合。

(3)　大会当日から4開庁日以降に申請をした場合

(4)　審査にて適当と認められない場合

(結果、実績報告)

第５条　前条の規定により激励金の交付を受けたものは、当該大会終了後、速やかに大会出場結果報告書(第２号様式)に次に掲げる書類を添付し村長に提出しなければならない。

(1)　大会に出場したこと及びその結果を確認することができる書類

(2)　その他村長が必要と認める書類

(激励金の返還)

第６条　村長は、激励金の交付を受けた者及び団体が、次の各号に該当すると認めたときは、その返還を命ずることができる。

(1)　大会が中止されたとき。

(2)　大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき。

(3)　偽りその他不正の手段により激励金の交付を受けたとき。

(補足)

第７条　この要綱に定めるもののほか、世界大会、オリンピック出場など特別の場合は、別に村長が決定する。

附　則

この要綱は、令和６年４月1日から施行する。

別表（第2条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 大　会 | 激励金 |
| 個人競技  (村内に1年以上住所を有するもの) | 東北大会及び東日本大会等 | 1人につき20,000円 |
| 全国大会 | 1人につき30,000円 |
| 団体競技  (村内に登録住所地を置く団体) | 県大会 | 1団体につき20,000円  及び登録人数×5,000円  （上限30,000円） |
| 東北大会以上 | 1団体につき30,000円  及び登録人数×10,000円  （上限50,000円） |
| 団体競技  (村外に登録住所地を置く団体に所属する個人で、村内に1年以上住所を有するもの) | 東北大会及び東日本大会等 | 1人につき10,000円 |
| 全国大会 | 1人につき20,000円 |